

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年6月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和5年6月1日	卓洋運輸有限会社(法人 番号4350002010719)代表 者児玉基治	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和4年12月13日、監査実施。1件の違 反が認められた。(1)過積載運送(貨物 自動車運送事業法第17条第3項)	2点	2点
	宮崎県日向市大字日知屋 字前畑3379番地25	宮崎県日向市大字日知屋 字前畑3379番地25					
令和5年6月8日	有限会社荒木運輸(法人 番号3350002000299)代表 者荒木久次	日向営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和4年12月15日、監査実施。1件の違 反が認められた。(1)過積載運送(貨物 自動車運送事業法第17条第3項)	2点	2点
	宮崎県宮崎市清武町大字 今泉甲3608-16	宮崎県日向市大字財光寺 字尻無川1816-1					
令和5年6月22日	株式会社西丸運送(法人 番号3340001015456)代表 者西丸政博	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	令和5年3月13日、監査実施。1件の違 反が認められた。(1)過積載運送(貨物 自動車運送事業法第17条第3項)	1点	1点
	鹿児島県曾於市財部町南 俣4152-2	鹿児島県曾於市財部町南 俣4152-2					